平成２２年（フ）第２０５号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2116番地７　ヴェルチェＵＩ－Ａ302
債務者　盧　　正孝（中里正孝）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３３号
群馬県前橋市青柳町231番地２　10号
債務者　須田　　猛
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３４号
群馬県前橋市青柳町231番地２　10号
債務者　須田　有美（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5373番地５
債務者　久保田美帆
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５５号
群馬県前橋市南町３丁目74番地１　カーサシミズ２－Ｄ号
債務者　泉本由美子（旧姓立野）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６０号
群馬県前橋市樋越町214番地９
債務者　伊能　佳子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２６５号
群馬県前橋市富士見町時沢1880番地
債務者　大澤　信子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目2374番地　群馬県立精神医療センター、住民票上の住所群馬県太田市鶴生田町888番地　鳥之郷市営住宅872号
債務者　深谷ひふみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４７５号
愛知県犬山市大字塔野地字深田26番地38
債務者　強力　達洋
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字北羽根30番地
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２４６号
京都市下京区黒門通綾小路下る塩屋町182番地　朝日プラザ四条大宮207号室
債務者　三浦　清七
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
京都府八幡市八幡森垣内31番地の１　ベルカーサⅢ番館101
債務者　中道　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５５号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地11棟302号、住民票上の住所京都市山科区勧修寺東堂田町201番地
債務者　真部　　修
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
京都府木津川市兜台３丁目15番地３　ガーデンハウス相楽かぶと台Ｃ－２Ｒ、申立時の住所京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付７番地46
債務者　伊藤　博彦
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
京都市伏見区淀木津町611番地１　デ・リード淀城公園102号
債務者　村田　優子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
京都市山科区上花山講田町43番地19
債務者　奥村　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町19番地
債務者　今井　弘二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係